



## いいえらいっ

### 障がい者が狙われています！

インターネットでの勧誘、訪問販売と悪質商法の被害に遭う問題が起こっています。

2025. 12

編集・発行

浜松市くらしのセンター

〒432-8032

浜松市中央区海老塚町51-1

【電話相談】

市民相談 457-2025

交通事故相談 457-2233

消費生活相談 457-2205

12月3日から9日は毎年「障害者週間」です。

障がい者の消費相談件数は2020年と比べて2024年には約1.2倍と増加しています。

被害の早期発見、また被害を繰り返さないためにも、家族や周りの人は日ごろから、様子を気にかかけ、生活の変化をなるべく早く察知することが大切です。

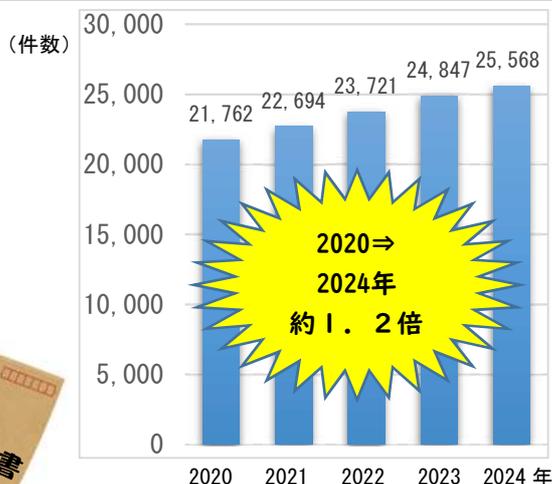
今月号は障がい者の「見守り」と「気づき」のチェックポイントをご紹介します。

### 【住まいの様子】

- 不審な封筒や請求書等の書類がないか。
- 見慣れない段ボールや商品が置かれていないか。
- 居室や居宅は改修されていないか。
- 見知らぬ人が訪ねていないか。

### 【本人の様子】

- 食欲が無くなったり、元気が無くなったりしていないか。
- 生活パターンやリズムが乱れていないか。
- 身なりに変化がないか。
- なかなか言い出せずに困っている様子はないか。



障がい者の消費者相談件数推移

(参考 R7年度消費者庁白書)

### 🔗アドバイス

- ①日ごろから「相談」できる習慣を。  
常に「困ったことがあったら 教えてね」と声かけをしましょう。
- ②高額な契約やネットのやり取りは、一人で契約しないように伝えましょう。
- ③被害の早期発見、また、本人の思いに沿いながら支援しましょう。



障がい者の中には被害にあっても誰にも相談しない場合が少なくありません。過去の経験を目の前の事態と関連付けたり、応用したりすることが苦手、そのため繰り返し同じようなトラブルに遭いやすくなりがちです。

※ 困ったとき、不安に思ったとき、トラブルにあったときは、  
浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

専門的知識を持った消費生活相談員がお話を伺い、助言等を行います。

(浜松市くらしのセンター：457-2205、消費者ホットライン188)

【引用・参考】 見守り新鮮情報 第298号(2017年12月19日発表) 発行：独立行政法人国民生活センター



